

## 社会福祉法人海老名市社会福祉協議会顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉に功労があつた者および社会福祉活動に協力援助した者に対し、会長が表彰又は感謝の意を表して、その福祉の振興と善良な風習の高揚を促進することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰は、表彰及び感謝とする。

(平成19第5回・一部改正)

(表彰の対象)

第3条 表彰は、毎年9月1日を基準日として、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 民生委員児童委員として14年以上在職した者
- (2) 保護司として15年以上在職した者
- (3) 15年以上ボランティア活動を続け、地域福祉の進展に寄与した者及び団体
- (4) 社会福祉のために、個人で20万円以上、団体で50万円以上の現金もしくは物品を寄附した者。又は個人で20万円、団体で50万円未満の寄附でも継続して寄附があり、通算してそれぞれ20万円、50万円に達した個人及び団体
- (5) 社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）役員、評議員、各種委員会委員として10年以上在職した者
- (6) 民間社会福祉事業団体、施設の代表者、常勤役員及び従事者として海老名市内において20年以上勤務した者
- (7) 20年以上にわたり地域福祉の進展に寄与した地区社会福祉協議会
- (8) 前各号のほか特に協議会会長（以下「会長」という。）が認めた者及び団体

(平成19第5回・一部改正)

(令和3年第1回・一部改正)

(感謝の対象)

第4条 感謝は、毎年9月1日を基準日として、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 民生委員児童委員として8年以上在職した者
- (2) 保護司として10年以上在職した者
- (3) 民間社会福祉事業団体、施設の代表者、常勤役員及び従事者として海老名市内において10年以上勤務した者
- (4) 10年以上ボランティア活動を続け、地域福祉の進展に寄与した者及び団体
- (5) 10年以上にわたり地域福祉の進展に寄与した地区社会福祉協議会
- (6) 過去1年以内に地域貢献型自動販売機を設置し、地域福祉の進展に寄与した者及び団体

(7) 前各号のほか特に会長が認めた者及び団体

(平成19第5回・一部改正)

(令和3年第1回・一部改正)

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、表彰は表彰状及び記念品を、感謝は感謝状及び記念品を贈り行う。

(平成19第5回・一部改正)

(顕彰の時期)

第6条 顕彰は、原則として毎年1回行う。

(平成19第5回・一部改正)

(顕彰者の決定)

第7条 顕彰者の決定は、理事会において顕彰候補者を審査のうえ行うが、緊急を要する場合はこの限りでない。

(顕彰者の死亡)

第8条 被顕彰者となった者がその顕彰前に死亡したときは、表彰状及び感謝状並びに記念品はこれを遺族に贈与する。

(再顕彰)

第9条 この規程によりすでに顕彰を受けた者であっても、同等以上又は別に顕彰事由が生じたときは、重ねて顕彰することができる。

(平成19第5回・追加)

(顕彰の除外)

第10条 第3条及び第4条の規定に該当する場合であっても、顕彰しないことができる。

(平成19第5回・追加)

(被顕彰者名簿)

第11条 主管グループリーダーは、被顕彰者の氏名その他必要な事項を記載した被顕彰者名簿を作成し、登録するものとする。

(平成19第5回・追加、令和2第2回・一部改正)

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(平成19第5回・一部改正)

附 則

この規程は、昭和60年3月27日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年2月7日から施行する。

2 改正前のこの規程により表彰を受けた者は、以後の対象とはせず、また感謝を受けた者についても、以後の感謝の対象から除外する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日第5回議案第10号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月22日第2回議案第7号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日第1回議案第1号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。